

スポーツ公園条例、牛窓グラウンド条例、玉津体育館条例の一部改正について

改正の趣旨

市民が日常的なスポーツ活動の成果を発揮できる場所と機会を提供するため、長船スポーツ公園テニスコート及び牛窓グラウンドの改修に伴う**施設の規模、機能に応じた使用料の設定**を行う。

また、施設の有効活用やサービス向上のため、**営利又は宣伝を目的とした利用への対応**や施設の設置目的を効果的に達成するため、**指定管理者制度の導入**が可能となる等必要な条文の追記、見直しを行う。

概要

1 瀬戸内市スポーツ公園条例

✓ 改修に伴う使用料の設定（長船スポーツ公園）



第1～3コートは芝生化



第4、5コートは現状維持

新設

新設（邑久スポーツ公園テニスコート相当分を設定）

長船スポーツ公園 テニスコート		市内在住者又は 在勤（学）者		その他の者
		高校生 以下	一般	
1面（クレーコート）	1時間	100円	200円	400円
1面（人工芝コート）	1時間	200円	400円	800円
照明	1時間	400円		

2 瀬戸内市牛窓グラウンド条例

✓ 改修に伴う使用料の設定（牛窓グラウンド）

✓ 指定管理者制度への対応

✓ 営利又は宣伝を目的とした場合の利用への対応

現行

牛窓グラウンド	使用料
4時間以内の利用	500円
4時間を超える利用	1,000円



グラウンド拡張工事により施設
が約2倍の広さになる

改正後（長船スポーツ公園多目的広場の半額相当分を設定）

牛窓グラウンド		市内在住者又は 在勤（学）者		その他の者
		高校生以下	一般	
A面	1時間	100円	200円	500円
B面	1時間	100円	200円	500円

3 瀬戸内市玉津体育館条例

✓ 営利又は宣伝を目的とした場合の利用への対応

4 共通事項（1、2、3）

✓ 利用許可の取消し等の規定を瀬戸内市B&G海洋センター条例を参考に記載